

○江崎孝 昨年臨時国会でドクターヘリの質問をさせていただきました。

私が与論島に行ったときに与論の消防職員の皆さんとお話をする機会がありまして、与論島からドクターヘリを要請をすると、鹿児島県の管轄であるので奄美の方からのドクターヘリが飛んでくると、与論は沖縄本島に近いわけですので、沖縄本島から本当は飛んできていただきたいというのが与論のドクターヘリを活用する消防の職員、そして、実際利用される島民の皆さんたちの強い思いだったんですね。そこで、この臨時国会で質問させていただきました。

話変わりますけれども、今年一月の二十四日の参議院の本会議で、公明党の山口代表がこのドクターヘリの活用の在り方、効果的な活用の在り方と、それに向けた国の支援についての総理の施政方針演説に対する質問をされました、代表質問で。その後、総理は、効果的な活用の観点からは、都道府県間で連携し、共同運営や相互に応援する仕組みを構築した上で災害時等にこの仕組みを運用していくことが重要です、このため、国においても、都道府県に対し、県境を越えたDHの、ドクターヘリの運航事例等の必要なデータの提供や運航経費の補助などを行い、広域連携を含めたドクターヘリの導入支援を進めていくと、このような答弁をされております。

そこで、秋の臨時国会のときの質問に移るんですけども、経過に移るんですけども、継続させていただきたいんですけども、そのときは、指導、助言なのかよく分かりませんが、とにかく、必要な助言はさせていただきたいと、厚生労働省の方からこんな答弁をいただきましたし、大臣の方からも、是非、そのドクターヘリの有効活用についてという話もいただきました。

その後、厚生労働省の方でどのような対応をされてきたのか、お伺いをいたします。

○吉田学 厚生労働省医政局長 お答えいたします。

今御指摘いただきました与論島からの傷病者の広域搬送、ドクターヘリを使った広域搬送については、御地元の奄美のドクターヘリ運航要領によって、搬送先と搬送手段を、基づく運用がされているという下で、今御指摘いただきましたように、去る十一月に御指摘をいただきました。

私どもとして、すぐその鹿児島県、沖縄県、それぞれに対しまして、

与論島でのその迅速性の観点から沖縄県ドクターヘリが対応することが望ましいという御指摘をいただいたことをお伝えした上で、住民の意向あるいは効果的な搬送についてよく、まず鹿児島県で、そして両県で協議をしていただきたいということを申し上げております。

実際、今年の一月でございますが、鹿児島県庁において与論島関係者との意見交換が行われております。私ども、県庁から御報告をいただいておりますけれども、その場においては、与論島の関係者の方から、具体的に患者さんの意向を踏まえて救急搬送先を、そもそも搬送先を決めてほしいということや、その際には沖縄ドクターヘリの活用についてもお願いしたいというお話が出たと。それに対して県庁の方からは、県の保健医療計画に基づくものでありますし、あるいはその患者さんの容体、あるいは搬送元の医療機関と搬送先の医療機関、それぞれの御事情はあろうとは思いますが、特に南部三島につきましては、県立大島病院で対応できる方については県立大島病院に送るものの、県本土の医療機関あるいは沖縄県医療機関に送らなければいけないところにつきましては沖縄県ドクターヘリの活用も含めて協議をするというお話がなされたと承知をしております。

また、この議論につきましては、今後、ドクターヘリの運用について継続的に協議がされるということも御報告をいただいております。沖縄県関係者からも、まずは鹿児島県の調整を踏まえてということではございますけれども、柔軟に対応したいということもいただいております。

私ども厚生労働省としましては、引き続き、地域における御議論しっかり聞いて、今御指摘いただきましたように、広域的な観点からの支援につきましては、しっかりと質が高く効率的な救急医療体制を目指して、助言に加えて対応してまいりたいと考えてございます。

○江崎孝 いろいろ対応していただいたことについては感謝申し上げます。ただ、結論がよく分からないんですけれども。

結果論として、島の皆さんたちが要望されている、第一義的にやはりドクターヘリ、沖縄の方から飛んできていただきたいと。ただ、沖縄にも一台しかないと思います。鹿児島は鹿児島と奄美に二つあるわけがありますから、当然、予算配分の問題もいろいろありまして、与論から県境を越えて出動要請をしたときに、すぐに、じゃ、沖縄から来れるかどうかというのは保証はできないかもしれませんが、与論の皆さんの思いは、やはりドクターヘリは沖縄から飛んできてほしい。十分、十五分、時間が実際短いわけ、往復で三十分ぐらい違うわけであ

りますから、そのことを強く要望されておりますので、総理の答弁にありますように、県境を越えたDHの運用事例等の必要なデータの提供や運航経費の補助も行いながら、広域連携を含めたDHの、ドクターヘリの導入支援を進めていくと、こういうふうに答弁されておりますから、もっと踏み込んで、これは与論島だけの問題ではなくて、日本全国でそういう県境を越えてドクターヘリの広域連携が必要になってくるんだらうと思いますから、その辺はもう少し強い姿勢で臨んでいただきたいというふうに考えるわけですが、いかがですか。

○吉田学 厚生労働省医政局長 お答えいたします。

今御指摘いただきました与論島に限らず、県を越えての運用という経費、ございます。それらにつきましては総理からも指示を受けてございますので、私ども、技術的助言に加えて、支援におきましてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○江崎孝 それでは、現実に与論島の方でのドクターヘリの今の出動の状況について、これは消防庁の方をお願いをしていましたけれども、実際どうなっているのか教えてください。

○米澤健 消防庁次長 お答え申し上げます。

御指摘の事例につきまして、鹿児島県沖永良部与論地区広域事務組合消防本部に確認をいたしましたところ、令和元年四月一日から令和二年三月十六日までに十一件のドクターヘリの要請がありました。そのうち、十件につきまして、沖縄県のドクターヘリに対応をいただいたということでございます。

○江崎孝 ありがとうございます。

厚生労働省の御対応と、それに合わせた与論島の皆さんとか鹿児島、そして沖縄の皆さんたちが、すつとこういうふうに対応できるわけでございますので、その間なぜこれをやらなかったのかというのが、正直私は時間を取り過ぎているんじゃないのかな、もっと地域の皆さん方、現場の声を吸い上げて、是非早め早めの対応をしていただくことを改めて要請をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、今度は消防庁の方にお聞かせいただきたいんですが、これも臨時国会で、DNAR、日本語で言うと蘇生措置を拒否される、つまり、消防が出動をして、現場で心肺蘇生が必要な場合が出てきます。そのときに、これは、今の終末医療といいますか、御自身の最期の迎え方あるいは家族の最期のみとり方、様々な考え方がありまして、心肺蘇生を拒否される事例がここ数年相当大きくなってきた。

これも消防の現場を、話をしているときにそういう消防職員の皆さ

んたちの声を聞いたものですから、臨時国会のこの総務委員会で質問をさせていただいたんですけれども、そのとき、やはりなかなかこれ難しい。特に、そのときに、東京消防庁の方が主治医に連絡をして主治医に連絡が取れた場合についてはという前文付きの対応をするようになったという、そういう方向性を示したというニュースが流れたんですけれども、しかし、なかなか全国的にはまだまだそういう状況にない。

現場で、職員の皆さんが、やめてくれ、いや、自分は出た以上は法令上蘇生しなきゃいけない、心肺蘇生を処置をしなきゃいけないという、そういう現場で本当にいろんな混乱の真ただ中にいるということでございますので、その後、質問した以降、検討を含めてやっていただくということでしたけれども、どのような状況になっているのか、まずはお聞かせをください。

○米澤健 消防庁次長 お答えを申し上げます。

いわゆるDNAR事案につきまして、昨年八月時点におきます全国を取組状況を取りまとめたところ、こういったDNAR事案に対する対応方針を定めているという消防本部が三百十五本部でございまして、そのうち一定の条件の下に心肺蘇生を実施しないあるいは中断することができるということを定めている本部が百十八本部でございました。これは、一年前の同様の調査の際、百本部でございましたのと比べまして増加しているという状況でございます。

これは、御紹介いただきました消防庁におきます検討会での検討も契機としながら、こういった事案に対する各地域の議論が進んできているのではないかというふうに認識しているものでございます。

○江崎孝 いただきました平成三十年九月に出されている、心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関する実態調査結果、平成三十年、二〇一八年の九月に出されていますけれども、これ目を通しますと、家族等から傷病者本人の心肺蘇生を拒否する意思表示が伝えられても、心肺蘇生を実施しながら医療機関に搬送するが最も多くて六〇・五%。逆に、医師からの指示など一定の条件の下に、心肺蘇生をしない又は中断する、こう答えたところが三〇・一%で、まだ六〇%が現場でやはり命令に従って心肺蘇生を行うと、こんな状況なんですね。

ただ、中断をするあるいはしないというふうに言った三〇%の中では、やっぱり地域において県救急隊活動のプロトコールに盛り込まれているとか、県、地域MCプロトコールに定めているというふうに地域である程度決めている場合がそういう対応をしていると。しかし、残りの六〇%のところというのはそれができていない。

その六〇%のところは、実は、国が統一的な方針を定めるべきだというふうに答えているというか、多いですね。定めていないと回答した場合は、その理由は、国が統一的な方針を定めるべきだというふうに考えている消防が多いわけでございまして、そうなると、何らかの形で国が一定程度の基準を定めなきゃならないんじゃないかというのが僕が秋の臨時国会のときで話をした中身なんです。

今のおっしゃった、この十一月の八日に、これもいただいたんですけども、検討部会の報告書が手元にあります。これも昨日読ませていただきました。その中で僕がこれちょっと、十分やっぺらっぺら分るんですけども、どこに何を命じられているのかがよく分からないんで、改めてちょっとこれ、質疑通告していないんですけども、お分かりになっていると思いますからお願いしますけれども、今後の方向性というのに、事案の集積等の知見の蓄積が必要であるということ、これは分かります。そして、将来にわたって国民の意向や動向、人生の最終段階における医療、ケアに関する取組状況等を見ながら、このような事案に係る救急隊の対応の標準的な手順等について検討を進めていくべきであると、こう言われているんですけど、これ主語がないんですよ。これ、どこが検討を進めていくんですか。

○米澤健 消防庁次長 この報告書で取りまとめられた考え方に基きまして、当然のことながら消防庁におきまして検討を進めていく所存でございます。

○江崎孝 分かりました。じゃ、これは消防庁が進めていくということを書いているということですね。

あわせて、その下段の、地域包括ケアシステムの構築が進む中、患者本人や家族等がどのような最期を迎えたいか考え、かかりつけ医師等を要する医療従事者、介護従事者とも話し合い、準備を進める、等々について重要であると言っている、これも消防庁がやるということによるしいんですね。

○米澤健 消防庁次長 そのことにつきましては、医療体制ですとか、それから患者が置かれましたその地域の状況、福祉サービスの在り方、これは地域によって様々でございます。そういった社会全体の医療体制、DNAR事案になった方々を取り巻く様々な環境を踏まえまして、消防庁においてどのような救急隊の対応があり得るかといったことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○江崎孝 分かりました。

是非お願いしたいんですけども、この文書の前文には、助言として

発出するものであるというふうになっていますので、これ、まず助言として地域が云々考えてくれというのももちろんあるでしょうけれども、まずは国として、消防庁として、これだけ今問題になっているというか、非常に、現場で消防職員の皆さんたちが、今日この時点でもひょっとすればそういう出動があつて現場が起きているかもしれないわけですから、是非一刻も早く国としての基準を決めていただきたいし、考え方をまず示していただきたい、そのことを強く、これスピード感持ってやっていただきたいと考えますけれども、どうでしょうか。

○米澤健 消防庁次長 委員からも御指摘をいただきましたように、既に東京消防庁を始め幾つかの消防本部でそのような考え方を導入しているところがございます。

全国的に消防庁として考え方を示す段階にはまだ至っていないわけでございますけれども、私どもの方から各消防本部に対しまして、事案の蓄積に資するように、どのような経過でDNAR事案に対応したかといったことの情報をいただく、あるいはその検討結果を消防庁の方にいただくといったことをお願いをしております。

そういったものの蓄積を早急に進めまして、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○江崎孝 是非、時間との勝負でございます、一刻も早く、各消防本部の皆さんたちが出動する際にどういう対応をするか、あらかじめ納得した上で出動できるように対応を進めていただきますことをお願い申し上げます。

残り二分になりましたけれども、会計年度任用職員制度について、まず質問させていただきます。

二〇一六年だったと思うんですけれども、決算委員会で安倍総理に、働き方改革を実施する、同一労働同一賃金というのを施政方針演説で話す、そういうことが分かっておりましたので、民間の働き方改革だけではなくて、自治体で働かされている非常勤職員の処遇改善も一緒に取り組むべきじゃないかと。その後、この総務委員会で、同じ総理入りの、対総理入りの質疑に立たせていただきましたので、同じ話をさせていただきました。

状況を調査をする云々という話をしながら、私としては少々前向きな回答をいただいたと思うんですけれども、そのときの総務大臣が高市総務大臣でございまして、高市大臣の強い指導の下に検討会が設けられて、会計年度任用職員という四月から新しい制度が入るといふこの大きな転換を迎えたわけでありますから、最後に、この質問はまた次

回に譲りたいと思いますけれども、大臣の、この会計年度任用職員制度導入の目的と、制度導入に当たって大臣御自身が自治体に対して何を期待しているのか、それをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○高市早苗 総務大臣 平成二十九年にこの委員会でも御議論をいただきまして地方公務員法を改正して、いよいよ会計年度任用職員制度がスタートすることになりました。法の目的は臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保を図るということでございました。

今特に心を砕いておりますのは、各地方公共団体で新たに期末手当を支給する一方でこの給料や報酬を削減するというようなことがあつては、これはもう改正法の趣旨に沿わない、適切ではないと考えておりますので、引き続き必要な助言を行っていく。

会計年度任用職員の任用や給与など制度導入後の取組状況についても、令和二年度に調査を行うこととしております。

○江崎孝 終わります。